

第3期

厚真町子ども・子育て支援事業計画

(概要版)



令和7年3月

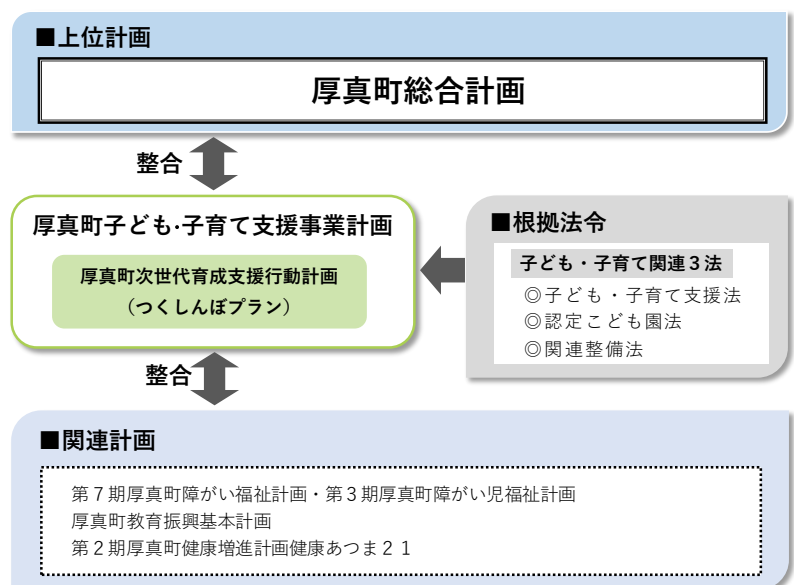
第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

- 少子高齢化の進行や核家族、共働き世帯の増加、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下している中、これらの子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。
- 国においては、令和5年に「こども基本法」が施行され、また、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定しました。さらに、令和6年には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立するなど、より一層子ども・子育て施策に注力しています。
- これらを踏まえて、本計画では、様々な取組を通して、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し、「第3期厚真町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、厚真町の子どもと子育て家庭を対象として、厚真町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。
- 策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取組の子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。



3 計画の期間と対象

- 本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。
- 本計画の支援の対象は、妊娠期から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね18歳までの子どもとその家庭とします。

4 計画の策定体制

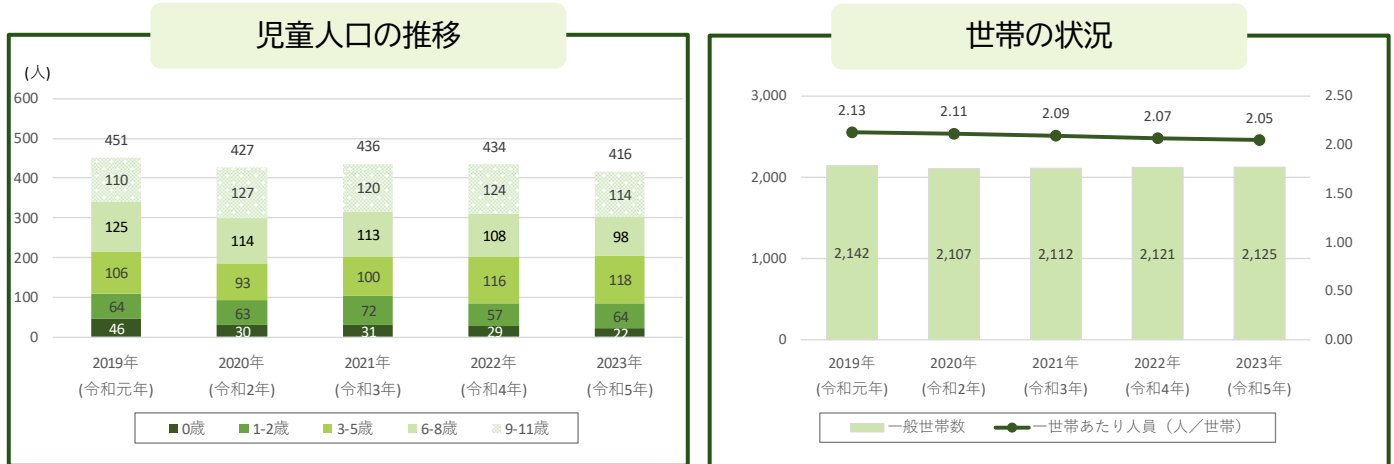
- 本計画の策定にあたり、下記の通り実施しました。
 - ☐ 子ども・子育て会議での審議
 - ☐ 子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
 - ☐ パブリックコメントの実施

第2章 厚真町の子ども・子育て家庭を取り巻く環境

1 厚真町の現状

○児童人口の0歳児は令和元年から令和5年までの5年間で24人減少しており、児童人口も令和5年では416人となっています。

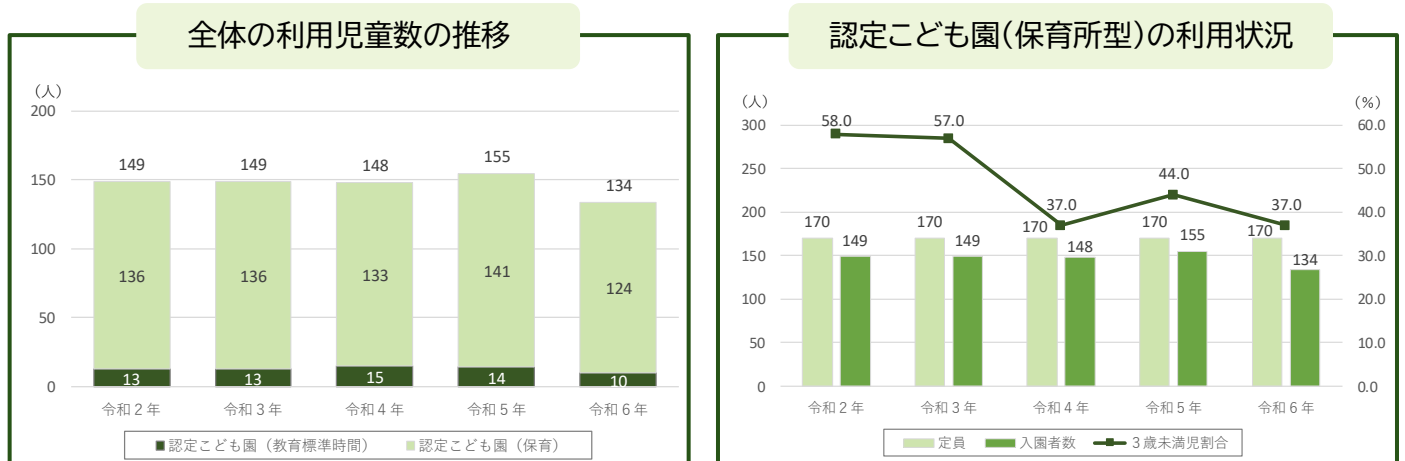
○世帯数は令和元年以降、横ばいで推移しています。1世帯あたり人員が減少しており、核家族化が進んでいると推察されます。



2 教育・保育の現状

○全体の利用児童数については、町内の認定こども園設置数は2カ所で、利用者数は令和2年から令和5年の間では、ほぼ横ばい傾向でしたが、令和6年には若干減少しています。

○認定こども園（保育所型）の利用状況について定員数は、令和2年以降170人から変化はありません。定員に対する入園者数は、令和6年では78.8%となっています。



3 アンケート結果からの課題

○アンケート結果から考えられる課題を以下のとおり4つ整理しています。

- (1) 教育・保育の需要に応じた提供体制の確保や子どもの居場所の整備
- (2) 子育てしやすいと感じる保護者の増加
- (3) 働きながら安心して子育てができる環境づくり
- (4) 様々な悩みを抱える保護者に対する相談体制の充実、相談先及び相談窓口の周知

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念	基本目標	主要施策	具体的施策
子育てを地域全体で支えあい 全ての子どもが健やかに育つまち	基本目標 1 子どもを健やかに育てるための切れ目のない支援の充実	(1) 子どもが健やかに成長できる保育・教育環境づくり	①幼児期の教育・保育の提供体制の整備 ②地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備 ③児童の健全育成 ④子育て支援ネットワークづくり
		(2) 子どもと母親の健康づくり	①安心して子育てができる環境づくり ②妊娠、出産に際する情報提供 ③食育の推進 ④一人ひとりの特性に配慮した支援
	基本目標 2 安心して子どもを生まれてられる支援の充実	(1) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	①仕事と子育ての両立のための基盤整備 ②子育て家庭への経済的支援
		(2) 子育てしやすい自然環境の保全と良好な住環境づくり	①良好な居住環境の確保 ②豊かな自然に触れ郷土への愛着と誇りを育む
	基本目標 3 地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制の充実	(1) 子育てを支援する地域づくり	①つながりと絆を育む世代間交流 ②自然や文化、歴史などを通じた地域体験活動 ③地域での交流を通じて子育て支援の拡充
		(2) 安全で安心な生活環境づくり	①交通安全、防犯等子どもを守る活動 ②社会的支援の必要な児童への取組

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもを健やかに育てるための切れ目のない支援の充実

○子どもが健やかに成長し、主体的に学び遊ぶ環境と妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、安心して子育てができる環境を整備・提供します。

● 主要施策

- (1) 子どもが健やかに成長できる保育・教育環境づくり
- (2) 子どもと母親の健康づくり

● 具体的施策

- ☐ 幼児期の教育・保育の提供体制の整備
- ☐ 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備
- ☐ 児童の健全育成
- ☐ 子育て支援ネットワークづくり
- ☐ 安心して子育てができる環境づくり
- ☐ 妊娠、出産に際する情報提供
- ☐ 食育の推進
- ☐ 一人ひとりの特性に配慮した支援

● 主な事業

- ・一時預かり事業 ・厚真・厚南子育て支援センター ・厚真放課後子どもセンター
- ・妊婦健康診査事業 ・産後ケア事業 ・発達支援センター ・利用者支援事業など

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる支援の充実

○子育て家庭の生活環境、育児と就業の両立、経済的負担の軽減を支援します。

● 主要施策

- (1) 仕事と子育てを両立できる環境づくり
- (2) 子育てしやすい自然環境の保全と良好な住環境づくり

● 具体的施策

- ☐ 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ☐ 子育て家庭への経済的支援
- ☐ 良好な居住環境の確保
- ☐ 豊かな自然に触れ郷土への愛着と誇りを育む

● 主な事業

- ・産休、育休後の保育の充実 ・一時預かり事業 ・乳幼児等医療費助成事業
- ・保育料の軽減 ・子育て世代向け住宅の整備 ・子育て支援医療費等還元事業など

基本目標3 地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制の充実

○地域で子育て世代を支え、子どもの成長を実感し、ともに喜びあえる住民コミュニティを目指します。

● 主要施策

- (1) 子育てを支援する地域づくり
- (2) 安全で安心な生活環境づくり

● 具体的施策

- ☐ つながりと絆を育む世代間交流
- ☐ 自然や文化、歴史などを通じた地域体験活動
- ☐ 地域での交流を通じて子育て支援の拡充
- ☐ 交通安全、防犯等子どもを守る活動
- ☐ 社会的支援の必要な児童への取組

● 主な事業

- ・小学校との連携 ・中高生の職場体験活動 ・子ども会等の地域活動の充実
- ・交通安全教室 ・主任児童委員、民生委員との連携 など

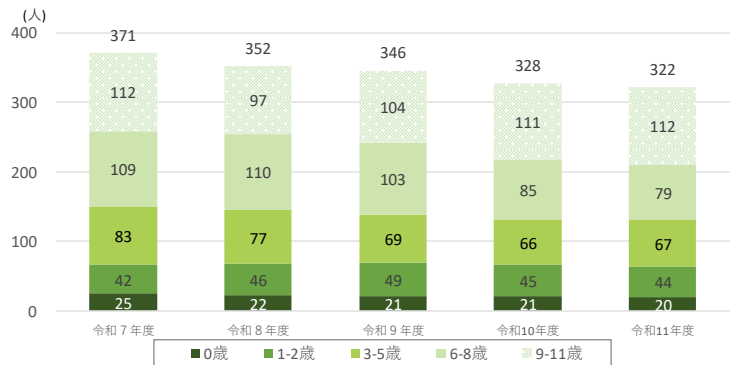
第5章 量の見込みと提供体制の確保方策

1 提供区域の設定

○本町における教育・保育の提供区域については、小・中学校区が2つであることや認定こども園の利用域などから勘案して、町内全域を2区域として設定します。教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

2 子どもの数の推計

○令和11年までの子ども数の推計結果は右記の通りです。全体で、減少傾向となっており、令和11年度には322になると推計されています。



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

○教育・保育の利用状況及びアンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

(人)

項 目		令和7年度					令和8年度				
		1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
全 域	量の見込み	6	72	6	14	21	6	71	6	16	20
	確保方策	10	105	12	24	24	10	105	12	24	24
項 目		令和9年度					令和10年度				
		1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
全 域	量の見込み	6	63	5	14	18	6	60	5	14	18
	確保方策	10	105	12	24	24	10	105	12	24	24
項 目		令和11年度									
		1号認定	2号認定	3号認定							
				0歳	1歳	2歳					
全 域	量の見込み	6	61	5	14	18					
	確保方策	10	105	12	24	24					

○市町村は、教育・保育給付と同様に、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）に係る「量の見込み」と「確保方策」を定める必要があることから、本町においても次のとおり設定することとします。

【こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）とは】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。

年齢	上段：量の見込み、下段：確保方策 単位：人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1
1歳児	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1
2歳児	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1

○国の手引き等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

事業名		単位	上段：量の見込み、下段：確保方策					事業概要
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
利用者支援事業	基本型	力所	1	1	1	1	1	子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、相談支援を実施する事業です。
			1	1	1	1	1	
	こども家庭センター型	力所	1	1	1	1	1	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。
		力所	1	1	1	1	1	
	妊婦等包括相談支援事業型	回/年	75	66	63	63	60	妊娠時から妊産婦に寄添い、出産・育児等の見通しを持たせるための面談や継続的な情報発信を行うとともに必要な支援につなぐ伴走型支援の推進を図る事業です。
		回/年	75	66	63	63	60	
時間外保育事業 (延長保育・休日保育)		延べ人	79	76	73	69	69	保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の開所時間を超えて、さらに延長して保育を行ったり(延長保育)する事業です。休日保育は実施していませんが状況に応じ実施に向け検討します。
		延べ人	79	76	73	69	69	
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		人	168	158	158	149	145	保護者が就労等により昼間留守等になる家庭の児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。
		人	250	250	250	250	250	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)		人日	84	91	87	83	82	保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設、または、乳児院において子どもを一定期間、一時的に預かる事業です。
		人日	84	91	87	83	82	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		延べ人	20	18	17	17	19	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師などが訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業です。
		延べ人	すべての対象者に事業を実施します。					
養育支援訪問事業等		延べ人	4	4	4	4	4	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより適切な養育を確保する事業です。
		延べ人	支援が必要なケースすべてに事業を実施します。					
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)		延べ人	1,772	1,713	1,642	1,559	1,547	乳幼児及びその保護者が身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。
		延べ人	支援が必要なケース全てに事業を実施します。					
		力所	2	2	2	2	2	

事業名	単位	上段：量の見込み、下段：確保方策					事業概要
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
一時預かり事業	延べ人	56	54	52	49	49	保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、こども園等に預けることができる事業です。
	延べ人	56	54	52	49	49	
病児保育事業（病後児保育）		-	-	-	-	-	病児保育事業（病後児保育）は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設に付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。
		実施にむけ検討してまいります					
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター、（就学後児童を含む））		-	-	-	-	-	子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。
		実施にむけ検討してまいります					
妊婦健康診査	人	31	28	26	26	25	妊婦が定期的に行う健診費用を公費助成する事業です。安心・安全な出産の確保を図るため、妊婦の健康診査を実施し異常の早期発見、適切な治療や保健指導を行い、安全な分娩と健康な新生児出生の支援を実施する事業です。
		一般健康診査14回分、超音波検査11回分を公費負担で実施。北海道外での健診については、別途申請にて受付。					
産後ケア事業	人日	2	1	1	1	1	退院直後の母子に対して、助産師等の専門家による心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行う事業です。
	人日	2	1	1	1	1	

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携及び役割

○厚真町内の関係機関と連携し、切れ目なく横断的な施策に取り組むとともに、子どもや子育て家庭、認定こども園・保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、町民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

○計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、利用者の視点にたった評価、改善を実施し、計画がより有効に達成できるよう実行してまいります。



第3期厚真町子ども・子育て支援事業計画 (概要版)

発行年月： 令和7年3月
 発行： 厚真町
 編集： 厚真町 住民課
 住所： 北海道勇払郡厚真町京町 120 番地
 電話： 0145-26-7872